本

地 方 関庁

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

広島県知事 田 山

## 附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

ように改正する。 附属機関の委員等の任命等に関する訓令 (昭和五十七年広島県訓令第四号)  $\mathcal{O}$ \_ 部を次  $\mathcal{O}$ 

委員会の委員」に改める。 第一条中「、知事の部内の職員のうちから任命する委員」 を 「広島県公務災害補償等認定

第一条の二第一項第一号を次のように改める。

会計管理局長

第一条の二第二項第二号を次のように改める。

会計管理局会計総務室長

第一条の二第二項第四号中「企画及び調査の」 を「地方分権の推進に関する」 に改める。

第一条の三第一項第一号を次のように改める。

会計管理局長

長の」に改め、同項各号を削る。 改め、 第一条の三第二項中「副知事の職にある者」を「県民生活部の事務を担任する副知事」に 同条第三項中「次に掲げる」を「県民生活部の事務を担任する副知事及び県民生活部

第二項第三号を次のように改める。 中第一号を削り、第二号を第一号とし、 第二条第一項中「次に」を「県民生活部の事務を担任する副知事及び次に」に改め、 第三号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、 同条 同項

三 県民生活部危機管理局消防・保安室長

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。 第三条第一項中「次に」を「県民生活部の事務を担任する副知事及び次に」に改め、 同項

第九条を次のように改める。

(広島県国民健康保険審査会の委員の任命)

九条 第十条中「第五条の十三第一項」を「第五条の十七第一項」 十二号)第九十三条第一項に規定する広島県国民健康保険審査会の委員として任命する。 福祉保健部総務管理局長の職にある者を国民健康保険法 に、 (昭和三十三年法律第百九 知事の部内 の職員か

ら任命する委員」を「広島県医療審議会の委員」 に改める。

第十四条第二号を次のように改める。

福祉保健部保健医療局医務看護室長

第二十三条を次のように改める。

(広島県観光立県推進会議の委員の任命)

第二十三条 条第三項の規定により、商工労働部長の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命 する委員として任命する。 ひろしま観光立県推進基本条例(平成十八年広島県条例第七十三号)第二十四

険審査会の委員」に改める。 第二十四条第一項中「知事の部内の職員のうちから任命する委員」を「広島県農業共済保

調査委員」に改める。 第二十七条中「知事の部内の職員のうちから任命する委員」を「広島県土地改良事業計画

に改め、同条各号を削る。 第三十条中「次に掲げる」を「空港港湾部の事務を担任する副知事及び空港港湾部長の」

第三十三条第一項中「副知事の職にある者」を「都市部の事務を担任する副知事」に改め

附町

この訓令は、公布の日から施行する。